

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 安 裕希 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒105-0012 日本国東京都港区芝大門2-12-6 ダイアパレス 芝大門506 安特許商標事務所		発送日 (日.月.年) 28.08.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 PNR0009W0		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/021787	国際出願日 (日.月.年) 06.06.2018	優先日 (日.月.年) 08.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. 補充欄参照			
出願人 (氏名又は名称) ナーブ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 16.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 鈴木 隆夫	5P 5891
		電話番号 03-3581-1101 内線 3581	

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-6	有
	請求項	1-3, 7-9	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2017-073620 A (株式会社トプコン) 2017.04.13,
段落[0015]-[0052], 図1-10
(ファミリーなし)

文献2：JP 2016-206405 A (株式会社ドリコム) 2016.12.08,
段落[0020]-[0053], 図1-9
(ファミリーなし)

(1) 請求項1, 8-9 について

請求項1, 8-9に係る発明は、国際調査報告において引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。

文献1には、

上方と周囲360°の撮影を行う全方位撮影用多眼カメラである全周カメラ200が備える6台のカメラが撮影した静止画像(単写真画像)を受け付ける画像データ受付部101と(段落[0020], [0029], 図1, 3)、

投影球を設定し、投影球の内周面に画像データ受付部101が受け付けた6枚の静止画像(単写真画像)を投影するパノラマ画像形成部102と(段落[0030])、

GUI、タッチペン、ユーザーの視線検出等によりパノラマ画像形成部102で形成した合成画像(パノラマ画像)における着目点の指定を受け付ける指定受付部103と(段落[0031], [0052])、

投影球の中心(パノラマ画像の視点)から指定受付部103が受け付けた着目点への視線を検出する視線検出部104と(段落[0032])、

視線検出部104が検出した着目点への視線の方向に最も近い視線の方向を有した単写真画像を選択する単写真画像選択部105と(段落[0033])、

単写真画像選択部105が選択した単写真画像の画像データを表示装置400に表示させ、単写真画像の切り替えに係る制御を行う表示画像制御部106と(段落は[0035], 図5-8)、を備える画像処理装置100の発明が記載されている。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 欄の続き

H04N7/18(2006.01)i, G03B15/00(2006.01)i, G03B17/18(2006.01)i,
G03B37/00(2006.01)i, G06T3/00(2006.01)i, G09G5/00(2006.01)i,
G09G5/36(2006.01)i, G09G5/377(2006.01)i, H04N5/222(2006.01)i,
H04N5/232(2006.01)i

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

ここで、文献 1 に記載された発明の「画像データ受付部 101」、「表示装置 400」、「指定受付部 103」、「表示画像制御部 106」は、それぞれ、請求項 1 に係る発明の「画像データ記憶部」、「表示部」、「情報入力部」、「表示制御部」に相当し、文献 1 に記載された発明の「静止画像（単写真画像）」は、全周カメラ 200 により上方と周囲 360° の撮影をしたものであるから、「共通の撮影地点において互いに異なる方向を撮影することにより取得された複数の画像であって、各々は少なくともいずれかの方位における画角が 360° に満たない画像であり、1 つの方向における画角の合計が 360° よりも大きい複数の画像を表す画像データ」である。

よって、請求項 1 に係る発明と、文献 1 に記載された発明を対比すると、両者は一致し、相違点はない。

したがって、請求項 1 に係る発明は、文献 1 に記載された発明と同一である。

また、請求項 1 とカテゴリーが異なるのみの請求項 8-9 についても、上記と同様である。

(2) 請求項 2-3, 7 について

請求項 2-3, 7 に係る発明は、国際調査報告において引用された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

上記した通り、文献 1 に記載された発明の「パノラマ画像形成部 102」、「単写真画像選択部 105」は、それぞれ、請求項 2-3 に係る発明の「画像設定部」、「画像切替部」に相当し、文献 1 に記載された発明の「単写真画像選択部 105」は、パノラマ画像における着目点への視線の方向に最も近い視線の方向を有した単写真画像を選択するものであるから、「複数の画像のうち、天球面上の同一の座標が割り当てられた領域を有する 2 つの画像を、領域において所定の重畳順序となるように配置」していること、及び「情報入力部から入力される情報に応じて、領域における 2 つの画像の重畳順序を切り替え」していることは明らかである。

また、文献 1 に記載された発明の「指定受付部 103」は、GUI、タッチペン等により着目点の指定を受け付けるものであるから、「表示部に対する操作に用いられるポインティングデバイス」で受け付けるものである。

(3) 請求項 4 について

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 より進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明は上記した通りである。

一方、文献 2 には、携帯端末の姿勢に応じて表示内容を変更する表示制御方法であって、複数の画像を順に重ねて表示し、端末の姿勢に応じて、1 つの画像の透過度を 0 とし、他の画像の透過度を 1 とし、複数の画像を連続的に表示させる表示制御方法が記載されている（特に、段落[0028]-[0029]，[0053]，図 3，9 を参照されたい）。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

ここで、文献 1 に記載された発明と文献 2 に記載された発明は、ユーザーの操作に応じて、表示する画像を切替える共通の機能を有しているから、文献 1 に記載された発明の「表示画像制御部 106」に、文献 2 に記載された表示制御方法を適用し、請求項 4 に係る発明の構成とすることは、当業者が容易になし得ることである。

(4) 請求項 5-6 について

請求項 5-6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 より進歩性を有しない。

加速度センサやジャイロセンサを搭載したヘッドマウントディスプレイを用いて、ユーザーの頭部の向きに応じてパノラマ画像（全周囲画像）の表示を切替えることにより VR を実現することは、例示するまでもなく周知の技術である。したがって、請求項 5-6 に係る発明は、文献 1 に記載された発明に基づいて、当業者であれば、容易に想到できたことである。